

大津市立保育園 保育所評価シート 【大平保育園】

- 「福祉サービス第三者評価基準」の「評価の着眼点」・「評価基準の考え方と評価の留意点」を参考に評価を行ってください。
- 保育記録や保育者による自己評価の結果を踏まえ、全職員による共通理解の下で評価を行ってください。
- この評価作業を通して、自園の保育で大切にしていることや目指していること、良さ、特色等について、職員間で共通理解を図ります。
- 現状と課題を踏まえて今後どのような保育を目指すのか、改善と充実に向けた見通しや具体的方策・役割分担・職員体制を確認します。
- 評価の方法
- ①評価の着眼点について、チェック欄のドロップダウンから●・✕のいずれかを選択してください。
- ②自己評価結果は、評価の着眼点について●が100%でa、50%以上でb、50%未満はcを目安に評価ください。
- ③【判断した理由・特記事項等】を「【判断した理由・特記事項等】欄」にご記入ください。

I 保育の基本方針

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 保育理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果		評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
1	① 園の保育理念や基本方針が明文化され、保護者や関係者への周知を図っている。	a	●	ア 園の保育理念や基本方針は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法の精神を踏襲している。
【判断した理由・特記事項等】 保育園の理念や基本方針は玄関など保護者の目にとまる場所に張り出されているほか入園・継続のしおりなどにも記載され周知を図っている。各クラスでの活動の写真や掲示物により、日々の子どもの保育の状況を保護者へ伝えている。また、HOICT（保育業務支援システム）の活用による情報伝達も行われており、保護者と保育者が一体となって保育できるよう努めている。			●	イ 園の保育理念や基本方針は、保育所保育指針の内容を理解し、それに準拠している。
			●	ウ 園の保育理念や基本方針は、大津の保育理念や基本方針に基づいている。
			●	エ 園の保育理念や基本方針を園の概要や発行文書、ホームページ等に記載し、周知している。
			●	オ 園の保育理念や基本方針は、会議や学習会での説明・協議等を通じて、職員への周知が図られている。
			●	カ 入園のしおりや説明会資料等を工夫し、園の保育理念や基本方針について保護者等にわかりやすく説明する機会を設け、周知を図っている。
			●	キ 園の保育理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的に周知に努めている。

II 組織の運営管理

II-1 各職員の役割と責任の明確性

II-1-(1) 職員の役割と責任が明確になっている。		第三者評価結果		評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
2	① 職員一人一人の役割と責任が明確になっており、職員がそれを理解して業務を遂行している。	b	●	ア 保育の目標が達成されるよう、職務分掌(各人が行うべき役割・責任の範囲)が明確になっており、文書化するとともに、会議において職員に表明し周知を図っている。
【判断した理由・特記事項等】 園長を筆頭に職員一人ひとりがどのような役割を担っているのか明確になっている。しかし、職員それぞれが園の保育理念や基本方針を周知しているとは言えず今後に期待する。			✕	イ 職員一人一人が、園の保育理念や基本方針を正しく理解し、同じ方向性を目指して、職員が協力して取り組んでいる。
			●	ウ 定期的かつ必要に応じて保育についての会議を開催し、職員間のコミュニケーションが活発に行われている。
			●	エ 職員一人一人の意見が尊重され、気づいたことや意見を率直に出し合える職場風土がづくられている。
			●	オ 有事(災害、事故等)の際には、迅速に上司への報告がなされ、園全体が組織的に解決に向かって協力し合える。

II-2 法令遵守

II-2-(1) 職員が法令を遵守している。		第三者評価結果		評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
3	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	●	ア 保育を実施するにあたって遵守すべき法令等を十分に理解している。
【判断した理由・特記事項等】 保育園の内外で研修を受講するなど法令遵守における知識を把握する努力をしている。しかしながら保育における法的根拠や関係法令を把握しているとは言えず今後の取組に期待する。			✕	イ 遵守すべき関係法令について習熟するための研修に参加し、かつ園内での学習会を開催し、職員の法令等の理解に努めている。
			●	ウ 環境への配慮等を含む幅広い分野について、遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。
			●	エ 有事(災害、事故等)の園長の役割と責任について、不在時の代行者やその分掌を明確にしている。

II-3 人事管理

II-3-(1) 職員の就業状況に配慮がなされている。		第三者評価結果		評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
4	① 職員の就業状況や意向を反映し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	a	●	ア 職員の就業状況や意向の把握等に基づく労務管理を適切に行っている。
【判断した理由・特記事項等】 園長及び代表保育士は職員の就業状況や意向の把握を職員面談において把握するよう努めている。しかし、年休や有給の取得においては完全な状況とは言えず、また事務時間や子どもたちに向き合う以外の作業が就業状況を圧迫しており、帰宅時間などワーク・ライフ・バランスの充実へ向けたさらなる配慮が求められる。			●	イ ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。
			●	ウ 時間外勤務をする場合は、本市のルールに基づいて行われている。
			●	エ 定期的に園長と職員の個別面談の機会を設け、職員の悩み・相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすい工夫をしている。
			●	オ 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容が職員に周知されている。

Ⅱ-4 人材育成

Ⅱ-4-(1) 職員の質の向上に向けた体制が作られている。		第三者評価結果	● ×	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)	
5	① 職員一人一人に学習・研修の機会が計画的に確保されている。	a	●	ア	職員一人一人が自身の専門性を高めるための目標をもち、計画的に研修を受講できるよう、コミュニケーションの下、勤務体制や人員配置を工夫している。
【判断した理由・特記事項等】 5年目までの職員向けの研修会が充実しており、職員それぞれが専門性を高める研修機会を確保している。また研修で得た知識や技術を職員間で共有する努力は、園長が見本となって取り組んでいる。			●	イ	大津市研修計画や外部研修の機会を利用し、階層別・職種別・テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に適した研修機会を確保している。
			●	ウ	新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTを適宜行っている。
			●	エ	研修で得た知識や技術を他の職員と共有する場を設け、保育所全体の保育実践の質や専門性の向上につなげていくよう努めている。
			●	オ	外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。
Ⅱ-4-(2) 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果	● ×	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)	
6	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b	●	ア	実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化し、実行している。
【判断した理由・特記事項等】 保育士になるために学んでいる学生の実習受け入れのほか、中学生の職場体験や看護学生の受け入れを行っている。実習の実施要項はあるものの実習生を指導する際の指導体制が不十分であり、今後は園長または代表保育士を中心に手引きを作成するなどして充実させていく必要がある。			●	イ	実習生が園児と関わる際の指導の手順や安全管理について、職員間で共通理解している。
			×	ウ	実習生を指導する職員に対する指導・支援体制を構築している。
			●	エ	実習生の受け入れ状況について、事前に保護者へ情報提供している。
			●	オ	実習については、学校側と連携して実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持している。

Ⅱ-5 保育運営の透明性の確保

Ⅱ-5-(1) 保育運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果	● ×	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)	
7	① 保育運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	●	ア	ホームページ等の活用により、園の保育理念や基本方針、保育の取組内容等を適切に公開している。
【判断した理由・特記事項等】 重要事項説明書や掲示等により苦情受付の窓口に対する周知はされている。また苦情対応の書類等も揃っている。受け付けた苦情内容は、園長や代表保育士を中心に検討を行い記録に残している。しかし記録には残っているもののそれらを保護者や地域へ公開・公表し、誰もが見れる状態までには至っていない。プライバシー保護の問題はあるものの、公表へのあと一歩の工夫が求められる。			●	イ	保育所における、地域の福祉向上のための取組の実施状況をはじめ、自己評価結果及び第三者評価の受審結果、並びに苦情・相談の体制及び内容について、適切に公表している。
			●	ウ	自己評価や第三者評価、苦情・相談等による課題や指導、指摘事項に基づく改善・対応の状況について公表している。
			●	エ	園の保育理念や基本方針、保育の取組内容、園の課題等について、協力者会議等機会を活用し、社会・地域に対して保育所の存在意義や役割を明示・説明するよう努めている。
			●	オ	すべての子どもの健やかな育ちの実現を目的に、地域回覧や行事への参加呼びかけ等、地域の子育て家庭へも公開・情報提供し、地域に開かれた園づくりを行っている。
8	② 公正かつ透明性の高い適正な運営のための取組が行われている。	a	●	ア	保育所における事務に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員と認識共有している。
【判断した理由・特記事項等】 社会福祉施設指導監査、定期監査についての監査調書が整っており確認できた。また第三者評価等も定期的に受審しているほか、幼保支援課との連携も図っている。要懸案事項においては幼保支援課へ連絡し、不備の無いように報告・相談に努めている。			●	イ	保育所における事務について自主監査を実施するなど、公正な運営に努めている。
			●	ウ	定期監査等内部監査の結果や統括課による指導や指摘事項に基づいて、迅速に改善・対応を行っている。
			●	エ	適正な保育運営のために、外部監査、協力者会議、第三者評価の活用等により、保育運営に関する外部の専門家によるチェックを行っている。
			●	オ	懸案事項について早期発見し、上司及び統括課へ報告・相談を行い、適切な初期対応で未然防止に努めている。

Ⅱ-6 地域との交流・連携

Ⅱ-6-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果	● ×	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)	
9	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	●	ア	地域との関わり方について基本姿勢を明確にし、地域の行事や活動に参加する際、子どもの個別的状況に配慮しつつ、職員が支援を行う体制を整えている。
【判断した理由・特記事項等】 新型コロナウイルス等の落ち着いたとともに地域との交流が復活してきている。老人クラブ等とのこにこサロンといった地域の社会資源との交流も充実してきている。また発達支援センターや病院など、地域の社会資源をあまり知らない保護者への情報提供等を行っており、地域に開かれた保育園を目指していることが理解できた。			●	イ	活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板等の利用により保護者に情報を提供している。
			●	ウ	園の保育の取組や子ども理解への促進のため、地域の人々と園児が交流する機会を設けるなど、計画的に取組を行っている。
			●	エ	個々の子どもや保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。
10	② ボランティア等の受け入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	●	ア	ボランティアの受け入れに関する基本姿勢を明確にし、ボランティアに対して、子どもとの交流を図る視点等について、丁寧な説明や支援を行っている。
【判断した理由・特記事項等】 『Iism(アイ・イズム)』という石山地区独自の取り組みが長年続いている。小学校・中学校だけでなく幼稚園や保育園も含め「地域の大人が総じて子どもを育てていく責任がある」という考え方が石山地区の中に定着しており、継続的な取り組みが行われている。			●	イ	地域の学校教育等への協力・協働体制について、基本姿勢を明確にして行っている。
			●	ウ	ボランティアの受け入れに際し、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する事項が確立しており、職員間で共有理解を図っている。(※個人情報保護、人権擁護、関わり方の視点等)
			●	エ	ボランティアの受け入れ状況について、事前に保護者へ情報提供を行っている。

Ⅱ-6-(2) 関係機関との連携が確保されている。		第三者評価結果	● ×	評価の着眼点 (該当する場合は□にチェック)	
11	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	●	ア	関係機関・団体と定期的な連携且つ必要に応じて連絡会を行い、問題・課題の共有を図っている。
【判断した理由・特記事項等】 幼・保・小・中連携事業として運営協議会があり、そこに園長も参画している。また要支援の子どもたちのケース会議への参加も園長と地域担当を中心に行っており、関係機関との連携を図っている。保育園の情報は「石山学区地域子育て支援だより」等で情報公開されており、地域で共有されている。また病院リストや子育てハンドブックも常備しており、保護者等から聞かれた際には答えられるよう準備している。			●	イ	当該地域の関係機関・団体について、個々の子どもとその保護者が必要とする支援ニーズに対応できる社会資源(すこやか相談所・医療機関・消防署・地域交番等)を明示したリストや資料を作成し、職員間で情報の共有化が図られている。
			●	ウ	子どもとその保護者のアフターケア等を含め必要に応じて適当な関係者に協力を仰ぎ、地域での支援のネットワーク化に取り組んでいる。
			●	エ	家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、子ども家庭相談室やすこやか相談所、児童相談所、要保護児童対策地域協議会など関係機関との連携を図っている。
			●		

Ⅲ 適切な保育の実施

Ⅲ-1 子どもの人権を尊重した保育の推進

Ⅲ-1-(1) 子どもの人権を尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果	● ×	評価の着眼点 (該当する場合は□にチェック)	
12	① 子どもの人権を尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	●	ア	子どもの人権を尊重した保育に関する基本姿勢について、職員が理解し、保育の実施方法に反映されている。
【判断した理由・特記事項等】 全国保育士会が作成したチェックリストに基づいて、権利擁護に対する研修等が実施されている。性差やジェンダー、文化や国籍の違い等に配慮しながら、子どもたちや保護者に対してそれぞれの人権を尊重する保育や職員研修の内容を伝えている。			●	イ	子どもの人権を尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」について、職員が理解し、実践するための取組を行っている。
			●	ウ	子どもの権利や基本的人権への配慮について、組織で学習会・研修を実施している。
			●	エ	子どもの権利や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を行っている。
			●	オ	子どもたちに互いを尊重し合える心を育むための具体的な取組を行っている。
			●	カ	ジェンダー(社会的・文化的性差)への先入観(性別役割分担意識)による固定的な対応をしないように配慮している。
			●	キ	子どもの人権、文化の違い、互いを尊重する心について、その保育方針等を保護者に示すとともに、保護者の理解を図る取組を行っている。
			●		
13	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b	×	ア	子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等に基づき、職員が理解し、保育の実施方法に反映されている。
【判断した理由・特記事項等】 子どものプライバシー保護等の権利擁護に関係した理解はされており保育にも活かされている。しかし、その根拠となる規程やマニュアルが存在していない。今後は、規程類や関係マニュアルを整え、それを根拠にした子どもたちへの配慮および実践が求められる。また、トイレにおいては男女が一緒の空間で排泄しています。月齢的には支援が必要な時期ではあるが、性差による配慮や、どちらかが「見られると恥ずかしい(見るのが恥ずかしい)」と思うような場面がないような配慮が必要と考えます。安全に配慮した中でカーテンや小さな仕切りがあると良いと思われる。特にトイレの入り口は保護者や一般の業者などの大人も見える状態であり、子どものプライバシー保護への配慮が必要だと考える。			●	イ	子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等に基づき、職員が理解し、保育の実施方法に反映されている。
			×	ウ	子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、児童福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。
			●	エ	一人一人の子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守れるよう設備等の工夫を行っている。
			●	オ	子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。
			●	カ	不適切な事案が発生した場合の対応方法等について確立し、職員に周知している。

Ⅲ-2 保育に係る説明責任

Ⅲ-2-(1) 保育の提供に関する説明と同意が適切に行われている。		第三者評価結果	● ×	評価の着眼点 (該当する場合は□にチェック)	
14	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	●	ア	保育の理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、必要に応じて提供できるよう準備している。
【判断した理由・特記事項等】 クラスだよりやホームページ等に活動の様子を写真で伝えるなど保育の内容を分かりやすく伝えている。また、各教室の入り口には活動の写真が貼ってあり、自分の子どもがどのように活動しているのか視覚的にわかるよう工夫している。			●	イ	保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。
			●	ウ	保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。
			●	エ	見学等の希望に対応している。
			●	オ	利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。
15	② 保育の開始・内容の変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	●	ア	保育の開始にあたって、重要事項説明書を用いて保護者にわかりやすく説明している。
【判断した理由・特記事項等】 入園の際の説明会において重要事項説明書に基づいた説明が行われている。また、その内容に同意したという保護者のサインをもらっており、丁寧な説明がなされていることが確認できた。			●	イ	保育の内容に変更が生じる際は、説明と同意にあたって、保護者等の意向に配慮し、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。
			●	ウ	説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。
			●	エ	保育の開始時や内容に変更が生じる際には、保護者等の同意を得た上でその内容を書面で残している。
			●	オ	特に配慮が必要な保護者への説明については、ルール化され、適正な説明、運用が図られている。

16	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	b	●	ア	保育所等の変更にあたり、保護者の希望により、保育の継続性に配慮した手順で、引継ぎ文書等で申し送りや連携を実施している。
【判断した理由・特記事項等】 保育園を転園したり退園した後の対応に関しては、園長や代表保育士・当時の担任保育士が退園後も相談に乗ることができる体制を整えている。しかし、その際の相談内容や対応については、文書として残っておらず今後の対策が求められる。			●	イ	保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設け、対応している。
			×	ウ	保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。

Ⅲ-3 子ども・保護者の利用者満足

Ⅲ-3-(1) 子ども・保護者の利用者満足の向上に努めている。		第三者評価結果	● ×	評価の着眼点（該当する場合は□にチェック）	
17	① 子ども・保護者の利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	●	ア	日々の保育のなかで、子どもの生活と遊びが充実しているか、把握するように努めている。
【判断した理由・特記事項等】 お迎えの際 必要に応じて保護者と面談を行い子どもの状況等を共有している。また園が導入している保育業務支援システム内で特記事項として記録に残すなど、必要に応じて保護者にも伝える工夫がなされている。			●	イ	一人一人の保護者と日常的な情報交換に加え、個別面談等を行っている。
			●	ウ	家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。
			●	エ	保護者への個別の相談面接や日々の聴き取り、保護者懇談会、保育の取組内容や職員の対応等に関するアンケート等、適宜行っている。
			●	オ	保護者アンケートについて、把握した結果を分析・検討するための会議を開催し、その結果にもとづいて具体的な改善を行っている。
Ⅲ-3-(2) 保護者が要望・意見等を述べやすい体制が確保されている。		第三者評価結果	● ×	評価の着眼点（該当する場合は□にチェック）	
18	① 保護者が要望・意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	b	✓	ア	子どもの発達や育児等について、懇談会等の話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。
【判断した理由・特記事項等】 日々の細かな情報交換においては送迎時等に保護者との連携を図っている。また検討が必要な意見等に関しては保護者会の役員と話し合いを行っている。保護者が意見を述べたり話をしやすいよう適切な場所を確保し配慮している。			×	イ	保護者が要望したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成し、見えやすい場所に掲示している。
			●	ウ	要望しやすく、意見を述べやすいスペースの確保・声漏れへの配慮等、環境に配慮している。
			●	エ	保護者の就労等、個々の事情に配慮して、要望・意見の申出に柔軟に応じられるよう対応している。
19	② 保護者からの要望・意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	●	ア	要望や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めた本市の苦情対応マニュアルに基づき、適切に対応している。
【判断した理由・特記事項等】 保護者の意見を集約するという点に関しては意見箱の設置、アンケートの実施等で積極的に行っている。大津市が定めるマニュアルはあるが、園ではその「苦情対応マニュアル」の確認が出来なかった。			●	イ	職員は、日々の保育の提供において、保護者が要望を出しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。
			●	ウ	意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。
			●	エ	職員は、把握した要望や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。
			●	オ	要望・意見等の対応内容に基づき、保育の質の向上に向けた取組を行っている。
20	③ 苦情解決の仕組みが確立しており、十分に周知・機能している。	b	●	ア	苦情解決の体制(苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置)を整えている。
【判断した理由・特記事項等】 意見や苦情に関しては、園長や代表保育士を中心に対応している。その他、第三者委員の設置も行い対応している。しかしその内容を公表するところまでは至っておらず今後の改善が求められる。			●	イ	苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。
			●	ウ	意見箱の設置やアンケート(匿名)を実施するなど、保護者等が意見・苦情を表明しやすい工夫を行っている。
			●	エ	苦情内容については、受付簿及び解決を図った記録を適切に保管している。
			●	オ	苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。
			×	カ	苦情内容及び解決結果等は、苦情を表明した保護者等に配慮したうえで、公表している。
			●	キ	苦情相談内容に基づき、保育の質の向上に関わる取組を行っている。

Ⅲ-4 安心・安全な保育の提供

Ⅲ-4-(1) 安心・安全な保育の提供のための組織的な取組が行われている。		第三者評価結果	● ×	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
21	① 安心・安全な保育の提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	●	ア 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順、対応策を示した危機管理マニュアルを職員が理解し、それに基づき実践している。
【判断した理由・特記事項等】 危機管理マニュアルに基づくフローチャートが作成されている。また「すすく委員会」という会議の場で事例に基づいた検討会が行われている。			●	イ 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集を積極的に行い、収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組を行っている。
			●	ウ 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。
			●	エ 事故防止策等の安全確保の実施状況や実効性について、月2回安全点検日を設け、評価・見直しを行っている。
			●	ア 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制を整備している。
22	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b	●	イ 感染症の予防と発生時の対応マニュアルを職員が理解し、感染症が発生した場合には、適切に対応している。
【判断した理由・特記事項等】 感染症が発生した時の手順を記載したマニュアルが存在する。しかし、それに基づいて開催される研修会議等における資料の保存はあるが、議事録や内容の記録が確認できなかった。			×	ウ 担当者等を中心にして、感染症の予防や安全確保に関する学習会を適時開催している。
			●	エ 対応マニュアル等に変更が必要な場合は、迅速に統括課担当者へ連絡している。
			●	オ 感染症の予防策を適切に講じている。
			●	カ 感染症流行時には、保護者への情報提供が適切になされている。
			●	ア 決められている災害時の対応体制に従い、非常時に行動できるよう、適時訓練している。
23	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a	●	イ 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類への対策や、保育を継続するために必要な対策を講じられるよう、適時イメージトレーニングを行っている。(避難訓練の実施)
【判断した理由・特記事項等】 災害発生時の対策に関する計画書を作成し随時訓練等を実施している。地元の消防所等とも連携を図り有事に備えている。今後は発災時の際に子育て中の家庭がないと困るもの、例えばミルクや紙おむつ・簡単な食料など、保育園が地域の子育て支援拠点としての存在意義が発揮できるよう、備蓄品を備えることができれば盤石な体制になると考える。また、その準備体制があることを地域へ発信すれば、地域の中での保育施設としての役割がより理解されると思われる。			●	ウ 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法を明確にし、すべての職員が周知している。
			●	エ 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。
			●	オ 防災計画等を整備し、地元の消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制を整え、訓練を実施している。
			●	カ 防災計画等を整備し、地元の消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制を整え、訓練を実施している。

Ⅲ-5 子育て支援

Ⅲ-5-(1) 家庭との緊密な連携		第三者評価結果	● ×	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
24	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	●	ア 連絡帳等により家庭と日常的に情報交換を行っている。
【判断した理由・特記事項等】 連絡帳や保育アプリ等を活用し、保護者と日々の活動や様子についての連絡を密に図っている。また、朝夕の送迎時に家庭での気になることなどがあれば直ぐに対応している。			●	イ 保育の意図や保育内容について、保護者の理解を得る機会を設けている。
			●	ウ 様々な機会を活用して、保護者と子どもの成長を共有できるようにしている。
			●	エ 家庭の状況、保護者との情報交換の内容を必要に応じて記録している。
			●	ア 日々のコミュニケーションにより、保護者との信頼関係を築くよう取組を行っている。
Ⅲ-5-(2) 保護者等の支援		第三者評価結果	● ×	評価の着眼点(該当する場合は□にチェック)
25	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	●	イ 保護者が相談する際に、安心して相談できる相手を自由に選べ、個人情報の保護を含め落ち着いた話せる環境に配慮し、相談に応じられる場所・人の体制に努めている。
【判断した理由・特記事項等】 保育園に入園する前の子供たちや保護者を対象にした相談や、園庭開放の時間を設けている。また、必要に応じて関係諸機関の案内を行い、保護者が情報を得られない状態にならないよう努めている。			●	ウ 保護者の就労等個々の事情に配慮して、相談日程や時間帯など保護者の希望に応じられるよう配慮している。
			●	エ 保育所の特性を生かした保護者への支援を行っている。
			●	オ 相談の内容を適切に記録している。
			●	カ 相談を受けた保育者等が適切に対応できるよう、必要に応じて助言や支援が受けられる体制を構築している。
			●	ア 虐待等権利侵害の兆候を見逃さないように、子どもの心身の状態、家庭での養育の状況について把握に努めている。
26	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の未然防止に努めている。	a	●	イ 虐待等権利侵害の可能性があると職員が感じた場合は、速やかに保育所内で情報を共有し、対応を協議し、対策をとっている。
【判断した理由・特記事項等】 対応が必要な事例は多くないものの、虐待等の疑いがある事象が発生した場合は、関係機関との連携を取っている。また、関係機関から情報提供される場合もあり、その場合は保護者と子どもたちを適切に見守る体制を整えている。			●	ウ 虐待等権利侵害となる恐れがある場合には、予防的に保護者の精神面、生活面への支援を行っている。
			●	エ 職員に対して、虐待等権利侵害が疑われる子どもの状態や行動などをはじめ、虐待等権利侵害に関する理解を促すための取組を行っている。
			●	オ 児童相談所等の関係機関との連携を図るための取組を行っている。
			●	カ 虐待等権利侵害を発見した場合の対応等についてマニュアルを整備するとともに、マニュアルに基づく職員研修を実施している。

Ⅳ 保育の質の確保

Ⅳ-1 保育の質の確保

Ⅳ-1-(1) 提供する保育の標準的な実施方法が明文化され、周知している。		第三者評価結果	● ×	評価の着眼点(該当する場合は口)にチェック)	
27	① 保育について標準的な実施方法が重要事項説明書に文書化され保育が提供されている。	b	●	ア	保育について標準的な実施方法が適切に重要事項説明書に文書化されている。
【判断した理由・特記事項等】 重要事項説明書を整え必要な記載(標準的な実施方法等)がしっかり文章化されている。しかし、プライバシーの保護や権利擁護に関わる部分の明記がされていなかった。令和7年度から記載予定である。			×	イ	保育の標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢を明示してある。
			●	ウ	保育の実施方法について、会議や個別指導等によって職員に周知徹底している。
28	② 保育の標準的な実施方法について、見直す仕組みが確立している。	a	●	ア	実施されている保育内容が、画一的なものとならないよう、検証・見直しを定期的に実施し、常に一定の水準・内容を実現している。
【判断した理由・特記事項等】 コロナウイルス感染の落ち着きと共に、保育の実施方法を見直し子どもたちに体験させたい保育内容へ更新している。			●	イ	検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案に基づき、子どもに経験させたい保育内容の変化や時代の保育情勢を踏まえ、保育の質の向上を図る仕組みとなっている。
			●	ウ	検証・見直したことが職員の共通認識のもとに指導計画に反映されている。
Ⅳ-1-(2) 適切な保育の振り返りと反省・考察により保育の指導計画が策定されている。		第三者評価結果	● ×	評価の着眼点(該当する場合は口)にチェック)	
29	① 保育の振り返りと反省・考察に基づき、指導計画を適切に策定している。	a	●	ア	指導計画策定の責任者と指導者を明確にしている。
【判断した理由・特記事項等】 クラス担任と代表保育士(主任)が中心となり、指導計画を策定している。また、保育のアセスメントは適切に行われている。クラスごとに保育の実施状況や子どもの様子を確認しながら、より良い計画となるよう随時変更等を行っている。「月・週指導計画」にはアセスメント結果が詳細に書かれており、日々の保育に基づいた指導計画が立てられている。毎月開催の「ねらい会議」や「保育会議」等でも話し合いを行い、年齢に合った保育のすすめ方や個別指導計画の評価・見直しが行われている。個別指導計画は市が一元的に管理する保育業務支援システムのデータ内に記録されている。必要に応じて関係機関と連携を図り、個別対応することで適切な保育を提供している。			●	イ	アセスメント(保育の振り返り・考察・分析・評価)の手法が確立され、適切に実施している。
			●	ウ	さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。(保育研究・保育公開・拡大園内研修等)
			●	エ	全体的な計画に基づき、指導計画を策定している。
			●	オ	子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示している。
			●	カ	保育の計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議(起案・稟議制)、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。
			●	キ	指導計画に基づく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。
			●	ク	支援困難ケースへの対応について検討し、積極的且つ適切な保育の提供を行っている。
30	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	●	ア	指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。
【判断した理由・特記事項等】 指導計画を進める上で必要な書類や会議の議事録等は、全ての職員が閲覧し各自がサインをすることによって確認している。またパソコン上では園長・代表保育士が内容の確認をすると、チェックされたことが分かる仕組みになっている。			●	イ	見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。
			●	ウ	指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。
			●	エ	指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。
Ⅳ-1-(3) 保育士の自己評価		第三者評価結果	● ×	評価の着眼点(該当する場合は口)にチェック)	
31	① 保育士が主体的に保育実践の振り返りを行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	●	ア	保育士は、記録や職員間の話し合い等を通じて、主体的に自らの保育実践の振り返りを行っている。
【判断した理由・特記事項等】 保育士は主体的に保育の計画に対してクラスあるいは全体で振り返りの時間をつくり、実行されたかどうか保育実践の内容を確認している。			●	イ	保育実践の振り返りにあたって、子どもの姿や活動の結果だけでなく、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程に留意している。
			●	ウ	保育士個人または多様な保育士集団で、保育実践の振り返りを適宜行っている。
			●	エ	保育実践の振り返りが、互いの学び合いや意識の向上につながっている。
			●	オ	年に一度、「保育士自己評価表」を用いて評価を行い、保育の改善や専門性の向上に取り組んでいる。
			●	カ	「保育士自己評価結果」を、保育所全体の保育実践の評価につなげている。
Ⅳ-1-(4) 保育の質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		第三者評価結果	● ×	評価の着眼点(該当する場合は口)にチェック)	
32	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	●	ア	組織的にPDCAサイクルに基づく保育の質の向上に関する取組を計画的に実施している。
【判断した理由・特記事項等】 保育に関することや保育園全体の運営における課題解決に向けては、組織的にPDCAサイクルに基づいて実行されている。第三者評価の受審も定期的に行っており、外部からの目を入れることによって公平性の高い保育園運営を目指している。			●	イ	保育の内容について組織的に評価を行う体制を整備している。
			●	ウ	定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上保育所自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。
			●	エ	評価結果を分析・検討する場を組織として位置づけ、実行している。

33	② 評価結果に基づき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的に改善に向け取り組んでいる。	a	●	ア	評価結果を分析した結果やそれに基づく課題を文書化している。
【判断した理由・特記事項等】 園において発生した課題についてはそれらを文書化し、全ての職員が閲覧することで課題の共有化が図られている。明らかにした課題については、職員会議の中で改善策を策定し、改善に向け取り組んでいる。			●	イ	職員間で課題の共有化が図られている。
			●	ウ	評価結果から明確となった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。
			●	エ	評価結果に基づく改善の取組を計画的に行っている。
			●	オ	改善策や改善の実施状況について再評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。

IV-2 保育実施記録

IV-2-(1) 保育実施の記録が適切に行われている。		第三者評価結果	● x	評価の着眼点（該当する場合は□にチェック）	
34	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	●	ア	子どもの発達状況や生活状況等を、大津市立保育園で定めた統一した様式によって把握し記録している。
【判断した理由・特記事項等】 大津市全域の市立保育園間で同じ保育業務支援システムが導入されている。統一された書式に基づき記録され、それぞれの業務記録においては記入の手引きを活用し、職員間で共有化されている。			●	イ	個別の指導計画等に基づく保育が実施されていることを記録により確認することができる。
			●	ウ	諸帳簿の記入に関するマニュアルに基づき、職員への指導等を行い、記録する職員によって記録内容や書き方に差異が生じないようにしている。
			●	エ	保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報を的確に届ける仕組みが整備されている。
			●	オ	情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組を行っている。
35	② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	●	ア	個人情報保護条例に基づき、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関して適切に対応している。
【判断した理由・特記事項等】 大津市個人情報保護条例に基づき指定された期間、適切に保管されるよう監督されている。（例：保管期間10年など）また、職員へは法令遵守の意識を研修等の場で周知しており、随時園長等からの指導が行われている。			●	イ	個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されており、遵守している。
			●	ウ	記録管理の責任者を設置し、適切に対応している。
			●	エ	記録の管理について、職員に対し個人情報保護条例の趣旨理解を図る教育や研修を行い、職員は、個人情報保護条例を理解し、遵守している。
			●	オ	個人情報の取扱いについて、保護者等に説明し、利用する場合は事前に承諾を得ている。

V 地域貢献

V-1 地域の福祉向上のための取組

V-1-(1) 保育所が有する機能を地域に還元している。		第三者評価結果	● x	評価の着眼点（該当する場合は□にチェック）	
36	① 「子育てステーション事業」を実施し、地域の子育て家庭のニーズ把握と必要な支援に努めている。	a	●	ア	保育所のスペースを活用し、地域の乳幼児親子にとって安心・安全な遊び場や交流の場となる環境を提供している。
【判断した理由・特記事項等】 保育室を確保して子育て広場を実施している。ベビーマッサージ、離乳食講座などを開講し、地域に向けた取り組みや交流の場としている。また、保健担当による感染症対策講座も行っている。未就園児に対しては親子へ園庭を開放するなどして、保育園の機能を地域へ還元している。それらの情報をお便り等を作成し地域に情報提供している。			●	イ	保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催し、地域の子育て家庭へ参加を呼びかけている。
			●	ウ	保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業や、地域ニーズに応じて、地域の子育て家庭が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。
			●	エ	実施する事業内容やスケジュール、遊び場情報等について、地域ネットワークを活用して子育て家庭への周知に努めている。
V-1-(2) 地域の福祉ニーズに基づく公益的な事業・活動を行っている。		第三者評価結果	● x	評価の着眼点（該当する場合は□にチェック）	
37	① 民生委員・児童委員と協働して「全戸訪問事業」に取組み、虐待の未然防止に努めている。	a	●	ア	保育士としての専門性を活かし、初めての子育てに悩む母親が抱える育児不安や負担感をキャッチし、継続的に相談に応じるなど、虐待の未然防止に努めている。
【判断した理由・特記事項等】 全戸訪問も行い、園の地域拠点としての役割を明確にしている。また、子育て世帯の生活に役立つ情報や集いの広場と遊び場情報の提供を行っている。更に地域の子育て家庭が孤立しないよう支援を続けている。			●	イ	民生委員・児童委員等と連携し、地域の具体的な福祉ニーズの把握に努め、支援活動を行っている。
			●	ウ	地域の子育て家庭に対し、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ情報やつどいの広場等遊び場情報などの提供に努めている。
38	② 災害発生時には、福祉避難所として、地域住民の福祉のために貢献する体制を構築している。	b	●	ア	職員は、災害時の危険回避行動や避難行動が適切にとれるよう、必要な知識や技術を習得している。
【判断した理由・特記事項等】 園は福祉避難所になっているため、災害時に園として適切な対応が取れるよう防災知識を習得するとともに、災害時行動計画等の準備を進めている。しかし、BCP（災害時事業継続計画）については現在大津市の課で準備を進めており、早急な整備が求められる。			●	イ	災害時の地域における福祉避難所としての役割・使命等について職員間で確認がなされている。
			x	ウ	保育所が福祉避難所となった環境下で保育を継続するための対応について職員間で話し合い、対策が講じられている。

【内容評価基準】

A 保育内容 A-1全体的な計画

A-1-(1) 全体的な計画が編成されている。		第三者評価結果	● ×	評価の着眼点 (該当する場合は□にチェック)
39	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の成長発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a	●	ア 全体的な計画は、児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて編成している。
【判断した理由・特記事項等】 大津市の基準となる全体的な計画に基づいて計画を編成し、保育士それぞれがその計画に参画して実施していることが聞き取りから確認できた。それらの全体的な計画の定期的な評価を行い、次の保育計画に活かしている。			●	イ 全体的な計画は、「大津市の基準となる全体的な計画」に基づいて編成している。
			●	ウ 全体的な計画は、子どもの実態や家庭の状況、保護者の意向等を考慮して編成している。
			●	エ 全体的な計画は、子どもの発達過程を考慮して編成している。
			●	オ 全体的な計画は、保育に関わる職員が参画して編成している。
			●	カ 全体的な計画は、定期的に評価を行い、次の編成に生かしている。

A-2 環境を通して行う保育

A-2-(1) 環境を通して行う養護と教育が一体的に展開している。		第三者評価結果	● ×	評価の着眼点 (該当する場合は□にチェック)
40	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	●	ア 室温、湿度、換気、部屋の明るさ、音や声の大きさなどに配慮している。
【判断した理由・特記事項等】 保育園の設備全体は、保育園が開設してから年数は経っているものの、採光なども適切で非常に明るいイメージがある。子供達を使う設備はそれぞれ衛生的に管理されており、安全面にも十分配慮されている。しかし、一部園舎の周りに使わなくなった物や土嚢袋が置かれている様子が散見される。今後は周辺物の整理整頓に向けた取り組みが求められる。			●	イ 保育所内外の設備・用具や寝具を衛生的に管理している。
			●	ウ 家具や遊具の素材・配置等に工夫をしている。
			●	エ 一人一人の子どもが、くつろいだり、落ち着ける場所がある。
			●	オ 食事や睡眠のための心地よい生活空間が一人一人の子どもの発達に考慮して確保されている。
			●	カ 手洗い場・トイレは、明るく清潔で、子どもが利用しやすい設備を整え、安全への工夫をしている。
41	② 一人一人の子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	●	ア 子どもの発達状況や家庭環境から生じる個人差を十分に把握し、発達過程も踏まえ、一人一人の子どもを尊重して保育を行っている。
【判断した理由・特記事項等】 第三者評価の全体を通して、保育士や職員が子どもたちに分かりやすい言葉遣いで接している様子が見受けられた。急かすような言葉や静止させる言葉を安易に使っていない様子も確認できた。また、時に子供達が不適切な言葉を発した際には、しっかり視線を交わして注意している様子も垣間見られ、メリハリのある保育が提供されていることが見て取れた。			●	イ 子どもが安心して自分の気持ちを表現できるように配慮し、対応している。
			●	ウ 自分を表現する力が十分でない子どもの気持ちをくみとっている。
			●	エ 子どもの欲求を受けとめ、子どもの気持ちにそって適切に対応している。
			●	オ 子どもに分かりやすい言葉づかいで、おだやかに話している。
			●	カ せかず言葉や制止させる言葉を不用意に用いていない。
42	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	●	ア 生活に必要な基本的な生活習慣を身につけられるよう、一人一人の子どもの発達状態に留意し、援助を行っている。
【判断した理由・特記事項等】 子ども一人ひとりの発達段階に応じた生活習慣が身につくよう保育士関わっている。子どもの状況に応じて職員室でクールダウンする時間を持つなど、個別に合わせて対応を行っている。			●	イ 基本的な生活習慣の習得にあたっては、一人一人の子どもの主体性を尊重し、強制することなく、子どもが自分でやろうとする気持ちを援助している。
			●	ウ 一人一人の子どもの状態に応じて、活動と休息のバランスが保たれるように工夫している。
			●	エ 基本的な生活習慣を身につけることの大切さについて、子どもが理解できるように働きかけている。
43	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	●	ア 子どもが自発性を発揮できるように、自主的に生活と遊びができる環境を整えている。
【判断した理由・特記事項等】 発達年齢に応じて散歩の距離を伸ばしている。大平山への散歩を通じ四季折々の自然に触れる経験を重ねている。異年齢交流の中で社会的なルールや態度が身につくよう援助している。園庭は元気に走り回るのに十分な広さが確保されており、「三角馬」という三角形の木の竹馬のような遊具があり、子供たちは器用にその遊具を乗りこなすなど、発達段階に応じた遊びができるように工夫している。			●	イ 子どもの姿や発達過程を踏まえ生活や遊びが豊かになるように工夫・援助している。
			●	ウ 遊びの中で、進んで身体を動かすことができるよう援助している。
			●	エ 戸外で遊ぶ時間や環境を確保している。
			●	オ 生活と遊びを通して、友だちなど人間関係が育まれるよう援助している。
			●	カ 子どもたちが友だちと協同して活動できるよう発達過程を踏まえた援助をしている。
			●	キ 社会的ルールや態度が身につくよう配慮・援助している。
			●	ク 身近な自然とふれあうことができるよう工夫している。
			●	ケ 地域の人たちに接する機会、社会体験が得られる機会を設けている。
			●	コ 様々な表現活動が自由に体験できるよう工夫している。

44	⑤ 0歳児の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し保育の内容や方法に配慮している	a	●	ア	0歳児が、長時間過ごすことに適した生活と遊び及び環境への工夫している。
【判断した理由・特記事項等】 0歳児の発達段階に応じた保育室の設定、環境の整備が行われている。子どもたちは小さな体を一生懸命動かしながら遊んでいる様子が垣間見られた。子どもたちと保育士の間での密着時間が長いので愛着関係は欠かせないが、子どもたちも安心して保育室で過ごしている様子が確認できた。保護者とも連絡帳を用いて細やかな連絡を取り合っている。			●	イ	0歳児が、安心して、保育者等と愛着関係(情緒の安定)が築けるよう配慮している。
			●	ウ	子どもの表情を大切に、応答的に関わっている。
			●	エ	0歳児が、興味・関心を持つことができる生活と遊びが展開されるよう工夫を行っている。
			●	オ	0歳児の発達過程を踏まえ、自ら人やものへの関わりが豊かになるよう、保育を行っている。
			●	カ	0歳児の生活と遊びに配慮し、家庭との連携を密にしている。
45	⑥ 1・2歳児の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し保育の内容や方法に配慮している	a	●	ア	子どもが自分でしようとする気持ちを尊重し、一人一人の子どもの状況に応じて対応している。
【判断した理由・特記事項等】 1・2歳児は少し行動範囲や活動内容も変わってくる時期であるため、より繊細な保育が求められるようになる。そのため、保育士同士の連携も非常に重要になってくるが、そのあたりもベテラン保育士と新人保育士がうまく連携を図り保育にあたっている。時に友達とのトラブルも多くなってくる時期だが、保育士が仲立ちをするなどして対応している。			●	イ	探索活動が十分に行えるような環境を整備している。
			●	ウ	保育者は、子どもが安心して自発的に活動できるように関わっている。
			●	エ	子どもの自我の育ちを受け止め、保育者は自我の育ちに配慮し、適切な関わりをしている。
			●	オ	保育者は、子どもの姿に応じて仲立ちを行い、友だちとの関わりが楽しいものとなるようにしている。
			●	カ	様々な年齢の子どもや、保育者以外のおとなとの関わりを図っている。
			●	キ	一人一人の子どもの状況に応じ、家庭と連携した取組や配慮を行っている。
46	⑦ 3歳以上児の保育において養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し保育の内容や方法に配慮している	a	●	ア	3歳児の保育に関して、集団の中で安定しながら、遊びを中心とした興味関心のある活動に取り組めるような環境を整え、保育者等が適切に関わっている。
【判断した理由・特記事項等】 発達年齢が後半に入りますます活動量や活動範囲が増えてくる時期です。集団の中で社会性を獲得しながら子どもたちの発達を見守る保育が展開されている。秋には作品展があり保護者や地域の人達に見てもらえる機会がある。そのような機会を通じて地域住民との交流が持てるよう工夫している。			●	イ	4歳児の保育に関して、集団の中で自分の力を発揮しながら、友だちとともに楽しみながら遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育者等が適切に関わっている。
			●	ウ	5歳児の保育に関して、集団の中で一人一人の子どもの個性が活かされ、友だちと協力して一つのことをやり遂げるといった遊びや活動に取り組めるような環境を整え、保育者等が適切に関わっている。
			●	エ	子どもの育ちや取り組んできた協同的な活動等について、保護者や地域・就学先の小学校等に伝える工夫や配慮を行っている。
A-2-(2) 発達に支援を要する子どもの保育が安心・安全に提供されている。			●	評価の着眼点(該当する場合は口)にチェック)	
47	① 発達に支援を要する子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	●	ア	建物や設備、安全対策等、個別にも配慮した環境を整備し、誰もが安全に過ごせるようにしている。
【判断した理由・特記事項等】 個別対応が必要な子どもたちが在籍しています。移動に支援が必要な子ども用にスロープ等設備面に配慮している。発達に支援を要する子どもたちについては、会議の席で支援方法や配慮等をどのように行っていくか、個々の子どもの姿や指導計画のねらいとの整合性を検討しながら、職員全体で考え日々の保育に活かしている。			●	イ	子どもの状況に応じた保育を実施するため、また、家庭や関係機関と連携するために、個人別指導計画を作成し、クラスの指導計画とも関連づけ、適切に対応している。
			●	ウ	個人別指導計画の内容を職員間で共有し、子どもの状況や成長・発達に応じた関わりや手立て、必要な援助を行っている。
			●	エ	子ども同士の関わり合いや、共感関係、共通経験を通じて育ち合う関係性に留意し、共に成長できるように必要な援助を行っている。
			●	オ	保護者との連携を密にして、保育所での保育内容・方法に配慮している。
			●	カ	発達に支援を要する子どもの保育について、職員間や保護者との間で適宜話し合う機会を持っている。
			●	キ	職員は、発達に支援を要する子どもの保育について、研修等により必要は知識や情報を得ている。
			●	ク	発達に支援を要する子どもの保護者に対し、保護者の意向を把握し、就学に向けて必要な情報を提供したり、相談に応じたり、保護者同士が交流する場を設け、滑らかに就学へ移行するよう支援している。
			●	ケ	療育や医療機関などの専門機関から子どもの状態について、必要に応じ、相談や助言を受けている。
			●	コ	保育所のすべての保護者が、発達に支援を要する子どもの保育に理解をもち、共に育ち合う姿を実際の保育で確かめ合えるための取組を行っている。
A-2-(3) 健康管理			●	評価の着眼点(該当する場合は口)にチェック)	
48	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	●	ア	子どもの健康管理に関するマニュアルに基づき、一人一人の子どもの心身の健康状態を把握し、異常な状態を早期に発見できるよう努めている。
【判断した理由・特記事項等】 一人ひとりの子どもの健康状態は保健担当の職員が中心となり職員間で把握している。経過の状況等においても都度保育士が保健担当のもとに連れてきて確認を行っている。SIDSに関しては5分ごとに呼吸の確認を行い、睡眠時に0歳児が使用しているセンサーマットを活用し子どもたちの状態の把握を行っている。			●	イ	子どもの体調悪化・けがなどについては、保護者に伝えるとともに、事後の確認をしている。
			●	ウ	子どもの保健に関する計画を作成している。
			●	エ	一人一人の子どもの健康状態に関する情報を、関係職員に周知・共有している。
			●	オ	既往症や乳幼児健診、予防接種の状況など、保護者から子どもの健康に関わる必要な情報が常に得られるように努めている。
			●	カ	保護者に対し、保育所の子どもの健康に関する方針や取組を伝え、子育ての中で健康管理に必要な情報も提供している。
			●	キ	職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し、必要な取組を行っている。
			●	ク	保護者に対し、乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する必要な情報提供をしている。

49	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	●	ア	健康診断・歯科健診の結果を記録し、関係職員及び該当する子どもの保護者に周知している。
【判断した理由・特記事項等】 歯科健診の結果は記録し保護者に知らせている。結果によっては保健担当から受診を勧めるなどしている。手洗い・歯磨き指導などを保健担当と協力して行っている。			●	イ	健康診断・歯科健診の結果を保健に関する計画等に反映させ、保育を行っている。
			●	ウ	家庭での健康的な生活習慣に生かされるよう、健康診断・歯科健診の結果を保護者に伝えている。
50	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもに対して医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	●	ア	アレルギー疾患のある子どもに対して、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
【判断した理由・特記事項等】 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、間違いが起らないよう注意している。調理担当とも連携を図り事故が起らないようにしている。調理室では食事形態やアレルギーに配慮が必要な子どもたちの食事を先に作り、その後他の子どもたちの食事を作るなど間違いが起らない工夫を積み重ねている。			●	イ	慢性疾患等のある子どもに対して、医師の指示のもと、子どもの状況に応じた適切な対応を行っている。
			●	ウ	保護者との連携を密にして、保育所での生活に配慮している。
			●	エ	食事の提供等において、他の子どもたちとの相違に配慮している。
			●	オ	職員は、アレルギー疾患、慢性疾患等について、研修等により必要な知識や情報を得たり、必要な技術を習得したりして、適切に対応している。
			●	カ	他の子どもや保護者にアレルギー疾患、慢性疾患等についての理解を図るための取組を行っている。
A-2-(4) 食育の取組		第三者評価結果	● x	評価の着眼点（該当する場合は□にチェック）	
51	① 食事を楽しむことができるよう工夫している。	a	●	ア	食に関する豊かな経験ができるよう、食育に関する計画を作成し、保育に位置づけて取組を行っている。
【判断した理由・特記事項等】 園の畑で子どもたちと一緒にピーマンやシソなどを育て、食べ物に対する関心が芽生えるよう工夫している。家で食べれない野菜も園で育てたものなら食べれるなど、体験を通じて食事に対する成長に繋げている。昼食は食堂（ホール）に会して全員で食べることで、ワイワイと楽しい雰囲気の中で食事を楽しむことが出来ている。			●	イ	子どもが楽しく、落ち着いて食事をとれる環境・雰囲気づくりの工夫をしている。
			●	ウ	子どもの発達に合わせた食事の援助を適切に行っている。
			●	エ	食器の材質や形など、子どもが食べやすいように配慮している。
			●	オ	個人差や食欲に応じて、量を加減できるように工夫している。
			●	カ	食べたいもの、食べられるものが少しでも多くなるよう援助している。
			●	キ	子どもが、食について関心を深めるための取組を行っている。
			●	ク	子どもの食生活や食育に関する取組について、家庭と連携している。
52	② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a	●	ア	一人一人の子どもの発育状況や体調等を考慮した献立・調理を工夫している。
【判断した理由・特記事項等】 給食の提供に関する基本的な体制としては「衛生管理マニュアル」を作成し衛生面で適切な配慮を行っている。保育士が子供達よりも先に検食を兼ねて食事を取ることで、食中毒などの事故が起らないようにしている。調理担当を中心に季節感のある献立に配慮しているほか、残食などの調査も行い安心しておいしく食事が摂れるよう取り組んでいる。			●	イ	子どもの食べる量や好き嫌いなどを把握している。
			●	ウ	残食の調査記録や検食簿をまとめ、献立・調理の工夫に反映している。
			●	エ	季節感のある献立となるよう配慮している。
			●	オ	地域の食文化や行事食などを取り入れている。
			●	カ	調理担当が喫食の様子を見たり、子どもたちから食事について話を聞いたり、調理場面を子どもたちに見せたりするなど、子ども達と調理担当との交流機会を設けている。
			●	キ	衛生管理体制を確立し、衛生管理マニュアルに基づき、適切に衛生管理を行っている。
A-2-(5) 長時間保育が安心・安全に提供されている。		第三者評価結果	● x	評価の着眼点（該当する場合は□にチェック）	
53	① 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	●	ア	一日の生活を見通して、その連続性に配慮し、子ども主体の計画性をもった取組となっている。
【判断した理由・特記事項等】 月齢に応じて午睡（お昼寝）の時間が設けられている。また、体調が優れないときは別室で休むこともできる。延長保育がある子どもにおいては水分補給もしている。			●	イ	家庭的でゆったりと過ごすことができる環境を整えている。
			●	ウ	子どもの状況に応じて、おだやかに過ごせるよう配慮している。
			●	エ	年齢の異なる子どもと一緒に過ごすことに配慮している。
			●	オ	保育時間の長い子どもに配慮したあそびの内容・環境に配慮している。
			●	カ	子どもの状況について、職員間の引継ぎを適切に行っている。
			●	キ	担当の保育者と保護者との連携が十分にとれるように配慮している。

A-3 小学校との連携

A-3-(1) 小学校との連携		第三者評価結果	● x	評価の着眼点（該当する場合は□にチェック）	
54	① 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	b	x	ア	計画の中に小学校との連携や就学に関連する事項が記載され、それに基づいた保育を行っている。（※アブローチカリキュラムとスタートカリキュラムの関係性を理解した保育の展開）
【判断した理由・特記事項等】 5歳児と小学5年生の交流等によって小学校との交流を図っている。特に初めての子供（長子）が小学校に上がる際の保護者に対する情報提供が密にもたれており、親子共に安心して小学校に進学できるようにサポートしている。			●	イ	地域の小学校と連携し、子どもが、小学校以降の生活について見通しを持てる機会を設けている。
			●	ウ	保護者が、小学校以降の子ども達の生活について見通しを持てる機会を設けている。
			●	エ	保育者と小学校教員との意見交換や合同研修を行うなど、就学に向けた小学校との連携を図っている。
			●	オ	園長の責任のもとに関係する職員が参画し、保育所児童保育要録を作成している。